

○射水市竹内源造記念館条例施行規則

平成28年10月11日

規則第67号

(趣旨)

第1条 この規則は、射水市竹内源造記念館条例(平成17年射水市条例第101号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第7条第1項の規定により竹内源造記念館(以下「記念館」という。)の使用許可を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、使用しようとする日(第4条において「使用日」という。)の7日前までに竹内源造記念館使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条の規定による使用許可の申請について適当と認めるときは、許可を決定し、竹内源造記念館使用許可書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

(使用の変更又は取消し)

第4条 使用者は、使用内容の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに竹内源造記念館使用許可変更(取消し)申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用者等の遵守事項)

第5条 使用者及び入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (2) 施設等を損傷し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 指定された場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 承認を受けずに広告類を掲示し、若しくは配布し、又は物品の販売若しくは展示その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為をしないこと。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第6条 条例第13条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に記念館の管理を行わせる場合における第2条から第4条までの規定の適用については、これらの規定中「条例第7条第1項」とあ

るのは「条例第14条第2項の規定により読み替えて適用する条例第7条第1項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第7条 前条の場合における様式第1号から様式第3号までの様式の適用については、これらの様式中「射水市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、射水市竹内源造記念館条例施行規則(平成17年射水市教育委員会規則第32号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第2条関係）

竹内源造記念館使用許可申請書

年 月 日

射水市長

郵便番号

住 所

氏 名 ⑧

電話番号

次のとおり竹内源造記念館を使用したいので申請します。

|         |  |
|---------|--|
| 使 用 目 的 |  |
| 使 用 日 時 | 年 月 日 午 前 時 分<br>後<br>年 月 日 午 前 時 分<br>後   |
| 使 用 施 設 | <input type="checkbox"/> 交流室 <input type="checkbox"/> 体験室 <input type="checkbox"/> その他   |
| 使 用 備 品 | <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> テレビ<br><input type="checkbox"/> ホワイトボード <input type="checkbox"/> マイク<br><input type="checkbox"/> その他 |
| 備 考     |  |

※団体の活動及び使用目的のわかる資料、施設使用図を添付してください。  
連絡責任者の名前と連絡先を備考欄に記載してください。

様式第2号（第3条関係）

竹内源造記念館使用許可書

年 月 日

様

射水市長

Ⓧ

年 月 日に申請のあった竹内源造記念館の使用を次のとおり許可します。

|                   |   |
|-------------------|---|
| 使 用 目 的           |   |
| 使 用 日 時           | 前<br>年 月 日 午 時 分<br>後<br>前<br>年 月 日 午 時 分<br>後  |
| 使 用 施 設           | <input type="checkbox"/> 交流室 <input type="checkbox"/> 体験室 <input type="checkbox"/> その他  |
| 使 用 備 品           | <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> テレビ<br><input type="checkbox"/> ホワイトボード <input type="checkbox"/> マイク<br><input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 使 用 条 件<br>備<br>考 | 1 射水市竹内源造記念館条例及び同条例施行規則に従うこと。<br>2 使用後の整理、原状回復はすべて使用者で行うこと。   |

様式第3号（第4条関係）

竹内源造記念館使用許可変更（取消し）申請書

年 月 日

射水市長

郵便番号

住 所

氏 名

印

電話番号

次のとおり竹内源造記念館使用許可変更（取消し）したいので申請します。

|                |   |
|----------------|---|
| 使用許可日          | 年 月 日   |
| 使用目的           |   |
| 許可を受けた<br>使用日時 | 前<br>年 月 日 午 時 分<br>後<br>前<br>年 月 日 午 時 分<br>後  |
| 許可を受けた<br>使用施設 | <input type="checkbox"/> 交流室 <input type="checkbox"/> 体験室 <input type="checkbox"/> その他  |
| 許可を受けた<br>使用備品 | <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> テレビ<br><input type="checkbox"/> ホワイトボード <input type="checkbox"/> マイク<br><input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 変更（取消し）<br>内 容 |   |
| 備 考            |   |

